

全 国 森 林 計 画

〔 令和 5 年 10 月閣議決定（策定）
令和 8 年 6 月閣議決定（変更） 〕

農 林 水 産 省

目 次

まえがき	1
I 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
1 森林の整備及び保全の基本的な考え方	2
2 森林の整備及び保全の目標	4
II 森林の整備に関する事項	
1 森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項	8
(1) 立木竹の伐採（間伐を除く。）	8
(2) 間伐	9
(3) 造林	9
(4) 保育	11
2 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	11
(1) 公益的機能別施業森林等の設定の考え方	11
(2) 公益的機能別森林施業に関する事項	12
3 林道等路網の開設その他林産物の搬出に関する事項	12
(1) 林道等路網の開設	12
(2) 林産物の搬出の方法	12
4 森林施業の合理化に関する事項	13
(1) 効率的な森林施業の実施等	13
(2) 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等	13
(3) 林業に従事する者の養成及び確保	14
(4) 作業システムの高度化	14
(5) 木材加工・流通体制の整備	14
(6) その他	15
III 森林の保全に関する事項	
1 森林の土地の保全に関する事項	16
2 保安施設に関する事項	16
(1) 保安林の配備	16
(2) 特定保安林の整備	17
(3) 治山事業	17
(4) その他必要な事項	18
3 森林の保護等に関する事項	18
(1) 病害虫による被害の防止	18
(2) 野生鳥獣による森林被害の防止	19
(3) 林野火災による森林被害の防止	19
IV 森林の保健機能の増進に関する事項	
1 保健機能森林の設定の方針	20
2 保健機能森林の整備の方針	20
3 その他必要な事項	20
第1表 森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針	3
第2表 森林の整備及び保全の目標	7
第3表 計画量	21
第4表 土壌を改良する必要がある森林、搬出の方法を特定する森林及び森林の土地の保全に特に留意すべき森林の指定基準	23
第5表 公益的機能別施業森林における施業方法	25
第6表 路網整備の水準	26
別紙 全国森林計画広域流域位置図	27

まえがき

森林は、国土の保全、水源の涵養^{かん}、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、保健・レクリエーションの場の提供、文化の形成、木材等の生産等の多面的機能を有しており、国民生活に様々な恩恵をもたらす「緑の社会資本」である。

とりわけ、我が国の森林は、戦後に造成された人工林を主体に蓄積が年々増加しており、多くの人工林が一般的に利用期に入るとされる51年生を過ぎている中、充実した森林資源を活用すると同時に、自然的・社会的条件の良い林業適地では計画的な再造林を確保していく必要がある。しかしながら、国産材の供給量が着実に増加する一方で、林業適地の明確化や、主伐後の植栽による更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が再び立木地となることをいう。以下同じ。）、森林の経営管理に必要な権利の集積と経営管理の集約化（以下「森林の集積・集約化」という。）等が十分に進んでいない現状にある。また、我が国の経済社会においては、少子高齢化と人口減少が一層進行するほか、気候変動等による豪雨の増加、大規模な林野火災の発生、クマによる人身被害等の新たな危機が発生している。一方で、パリ協定や昆明・モントリオール生物多様性枠組の採択など、地球温暖化の防止や生物多様性の保全に関する国内外の動向を背景として、環境に配慮した企業経営等を求める動きが強まっている。

このような中で、森林資源の循環利用と森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るためには、より効率的かつ効果的な森林の整備及び保全を進めていく必要がある。こうした情勢を踏まえ、森林の現況、自然的・社会的条件、国民のニーズ等に応じて、施業方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進めながら、「森林・林業基本計画」（令和8年6月閣議決定）で定められた望ましい森林の姿を目指していく。

この計画においては、このような考え方に即し、森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道の開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにする。この計画の策定に当たっては、水系等の自然的条件を基本として、森林資源の類似性、行政区界等の社会的経済的条件を勘案し、別紙のとおり44の広域流域を定め、広域流域ごとに森林の整備及び保全の目標を定める。また、この目標を実現するために必要な伐採立木材積、造林面積、林道開設量等を定める。この計画の計画期間は、令和6年4月1日から令和21年3月31日までである。

なお、都道府県知事が策定する地域森林計画及び森林管理局長が策定する国有林の地域別の森林計画についても、この計画に即して、民有林・国有林間での一層の連携強化のもと、その効率的な実行の確保が図られ、森林・林業等に関する諸施策が適切に講じられるよう配慮する。

I 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の基本的な考え方

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林整備の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。

具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性の保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、森林の集積・集約化、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、病虫害や野生鳥獣による被害対策等の森林の保護等に関する取組を推進する。

これらの取組に当たり、現況が人工林のうち、林地生産力が比較的高く車道（開設が見込まれるものを含む。以下同じ。）や集落からの距離が近いといった自然的・社会的条件が良い林業適地にあるものについては、多様な伐期の設定や伐採面積の縮小・分散に取り組みつつ、特に効率的な施業が可能な森林の区域（以下「効率的施業森林区域」という。）の設定や森林経営計画の作成等を積極的に推進することで、植栽による確実な更新を行い、これを維持する。林業適地以外にあるものについては、帯状又は群状等の伐採と侵入広葉樹の活用による針広混交林化等により、天然林へ移行する。また、現況が天然林のものは、自然の推移に委ねることを基本としつつ、里山林等については、多面的機能の維持増進を図るため、更新補助作業を含む適切な整備により利活用等を行う。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会情勢の変化、放射性物質の影響等にも配慮する。また、近年の森林に対する国民の要請を踏まえ、花粉発生源対策を加速化するとともに、流域治水と連携した国土強靱化^{じん}対策を推進する。加えて、レーザ計測等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進する。あわせて、シカ等による被害を含めた森林の状況を的確に把握するため、森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林GISの効果的な活用を図る。

森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針を第1表のとおり定める。

第1表 森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	<p>ダム集水区域や主要な河川の支流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小・分散を図る。また、自然的条件や国民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林について針広混交化等により天然林への移行を推進するなど、天然力を活用した施業を推進する。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>
山地災害防止機能／ 土壌保全機能	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。また、自然的条件や国民のニーズ等に応じ、天然力を活用した施業を推進する。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p>
快適環境形成機能	<p>国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉じん等の影響を緩和する森林及び森林が所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。</p>
保健・レクリエーション機能	<p>観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然的条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>
文化機能	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。</p> <p>また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>
生物多様性保全機能	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考えに基づき、時間軸を通して適度なかく乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然的条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指す。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等の属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。</p> <p>また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。</p>
木材等生産機能	<p>林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成されているなど、木材等の林産物の生産に適している森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進する。</p> <p>具体的には、林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、林業適地では、将来にわたり人工林として維持する観点から、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、森林の集積・集約化や施業の機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。また、利活用等により機能の維持増進を図る天然林では、更新補助作業を含む適切な整備を推進する。</p>

注1： 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件、森林の種類等により発揮される効果は異なり、また、洪水や濁水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待されるときに必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

注2： これらの機能以外に地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地的でない機能であることに留意する必要がある。

2 森林の整備及び保全の目標

森林の整備及び保全の推進に当たっては、1に定める考え方を踏まえ、各広域流域の自然的・経済的・社会的な特質、森林の有する公益的機能の高度発揮に対する要請、木材需要の動向、森林の構成等に配慮の上、特に以下の事項に留意して、多様な森林の整備及び保全を計画的に推進する。

また、計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等を第2表のとおり定める。

(1) 北海道

全般に寒冷な気候下にあり、植栽した樹木の成長に比較的時間を要する北海道の各広域流域の人工林については、自然的条件等に応じ、針広混交林化等による天然林への移行を積極的に推進するとともに、花粉発生源対策を加速化するほか、適切な間伐等の実施や適確な更新の確保により、健全な人工林の育成に努める。また、天然林については、天然力を活用した施業を推進するとともに、原生的な天然林の保全管理に努める。

さらに、地質の脆弱な火山性地形の分布など流域の特性に応じた治山施設の整備を推進する。

(該当広域流域：天塩川、石狩川、網走・湧別川、十勝・釧路川、沙流川、渡島・尻別川)

(2) 本州東北部太平洋岸

積雪量は比較的少ないものの、気候が冷涼である本州東北部の太平洋岸の各広域流域の人工林については、適切な間伐等の実施や適確な更新の確保により健全な人工林の育成に努めるとともに、花粉発生源対策の加速化や自然的条件等に応じた針広混交林化等による天然林への移行を推進する。また、コナラ等が多く存する森林については、しいたけ原木等を生産目標とする施業等を推進し、放射性物質の影響が続く地域では計画的な再生に向けた取組を進める。

さらに、第三紀層の地質の分布など流域の特性に応じた治山施設の整備を推進するほか、東日本大震災からの復興に向けた海岸部の保安林の再生等を推進する。また、松くい虫被害の北部先端地域においては、未被害地への拡散の防止及び被害の抑制に努める。

(該当広域流域：馬淵川、閉伊川、北上川、阿武隈川)

(3) 本州北部日本海側

全般に積雪量が多く、地質的にも脆弱な山地が多い本州北部の日本海側の各広域流域の人工林については、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進に配慮し、適切な間伐等の実施や適確な更新を確保するとともに、花粉発生源対策の加速化や自然的条件等に応じた針広混交林化等による天然林への移行を推進する。

また、天然林については、天然力を活用した施業を推進する。

加えて、第三紀層の地質、糸魚川～静岡構造線沿いの破砕帯の分布、豪雪地帯など流域の特性に応じた治山施設の整備を推進するとともに、松くい虫被害の北部先端地域においては、未被害地への拡散防止及び被害の抑制に努める。

さらに、脊^{りょう}梁山^{りょう}地帯等の原生的な天然林については、その保全管理に努める。

(該当広域流域：岩木川、米代・雄物川、最上川、阿賀野川、信濃川、神通・庄川、九頭竜川)

(4) 関東及び中部太平洋側

気候が温暖で、下流平野部に人口の集中した都市が形成されている関東及び中部の太平洋側の各広域流域の人工林については、水源涵養機能及び山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図るため、適切な間伐等の実施や適確な更新を確保するとともに、花粉発生源対策の加速化や自然的条件等に応じた長伐期化・針広混交林化等による天然林への移行を推進する。また、都市近郊等においては、快適環境形成機能の維持増進に配慮しつつ、森林の適切な保全に努めるとともに、森林空間の整備、広葉樹林化や針広混交林化等を推進する。

さらに、糸魚川～静岡構造線及び中央構造線沿いの破砕帯の分布など流域の特性に応じた治山施設の整備を推進する。

(該当広域流域：那珂川、利根川、相模川、富士川、天竜川、木曾川)

(5) 南近畿及び四国東部

全般に地形が急峻^{しゅん}であるが、温暖多雨でスギ、ヒノキ等の人工林において集約的な施業が展開され、林業の成熟度が高い南近畿及び四国東部の各広域流域については、適切な間伐等の実施や適確な更新の確保、花粉発生源対策の加速化や、保護樹帯の適切な配置等、地力の維持及び山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進に配慮し、多様な木材需要に弾力的に対応できるよう、長伐期化等を推進する。

また、中央構造線沿いの破砕帯の分布や多雨な気候条件など流域の特性に応じた治山施設の整備を推進する。

(該当広域流域：宮川、熊野川、紀ノ川、吉野・仁淀川)

(6) 西日本及び四国西部

降水量が少なく、深層風化した花崗岩等の脆弱な地質から成る山地が多い西日本の各広域流域については、スギ、ヒノキ等の人工林の適切な間伐等の実施や適確な更新の確保について、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進に配慮して計画的に実施するとともに、花粉発生源対策の加速化や、自然的条件等に応じた針広混交林化等による天然林への移行を推進する。また、下流平野部に人口

の集中した都市が形成されている河川の上流の水源山地においては、長伐期化・針広混交林化等を推進し、水源の涵養等の公益的機能の維持増進を図る。

特に降水量の少ない瀬戸内海沿岸部においては、天然力の活用を主体とした森林生産力の維持増進を図るため、林地の改良、広葉樹の導入等を推進する。

また、中国山地の花崗岩地帯や中央構造線沿いの破砕帯の分布など流域の特性に応じた治山施設の整備を推進する。

(該当広域流域：由良川、淀川、加古川、高梁・吉井川、円山・千代川、江の川、芦田・佐波川、高津川、重信・肱川)

(7) 南四国及び九州

温暖で降雨量が多く、スギ、ヒノキ等を主体とした人工林を維持する施業が積極的に行われている南四国及び九州の各広域流域については、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進に配慮しつつ、木材需要に弾力的に対応できるよう、適切な間伐等の実施や適確な更新の確保、長伐期化等を推進することとし、特に人口の集中した都市が形成されている九州北部の上流の水源山地においては、針広混交林化等による天然林への移行を推進する。

また、花粉発生源対策を加速化するほか、クヌギ等から成る森林については、しいたけ原木を生産目標とする施業等を積極的に推進する。

さらに、地質の脆弱な火山性地形の分布や台風の常襲地帯など流域の特性に応じた治山施設の整備を推進する。

(該当広域流域：四万十川、遠賀・大野川、筑後川、本明川、菊池・球磨川、大淀川、川内・肝属川)

(8) 沖縄

沖縄の広域流域については、台風の常襲地帯であるとともに、河川の流路延長が短いこと、また、固有の野生生物が生育・生息していることから、水源涵養機能の維持増進及び希少な種の保存に配慮し、天然力を活用した適切な施業を推進する。

また、地質の脆弱な国頭層及び島尻層の分布や台風の常襲地帯など流域の特性に応じた治山施設の整備を推進する。

(該当広域流域：沖縄)

第2表 森林の整備及び保全の目標

(単位 面積：千ha)

広域流域	人工林面積		天然林面積		利活用等により機能の維持増進を図る天然林面積	
	現況	計期末	現況	計期末	現況	計期末
全 国	10,216	9,921	14,809	15,103	1,116	1,729
天 塩 川	238	228	698	708	150	168
石 狩 川	287	277	878	889	156	176
網走・湧別川	286	270	483	499	96	129
十勝・釧路川	343	327	908	923	121	152
沙 流 川	120	111	443	453	87	104
渡島・尻別川	216	204	636	649	57	81
岩 木 川	124	118	200	206	14	27
馬 淵 川	229	216	266	278	38	63
閉 伊 川	190	172	275	293	19	53
北 上 川	359	345	411	425	30	59
米代・雄物川	412	394	427	446	4	42
最 上 川	187	178	482	492	2	21
阿 武 隈 川	295	280	346	361	22	53
阿 賀 野 川	145	135	607	616	17	35
信 濃 川	332	327	815	820	17	27
那 珂 川	181	174	142	150	8	24
利 根 川	438	431	594	602	47	62
相 模 川	92	90	111	113	2	6
富 士 川	287	282	315	320	10	21
天 竜 川	241	239	219	220	10	14
神通・庄川	157	153	435	439	13	20
九 頭 竜 川	193	183	316	326	1	22
木 曾 川	490	485	424	430	11	23
由 良 川	103	102	169	169	2	4
淀 川	244	243	284	285	8	11
宮 川	149	148	97	98	0	2
熊 野 川	262	261	171	171	1	5
紀 ノ 川	145	144	85	85	3	5
加 古 川	145	143	237	239	2	7
高 梁 ・ 吉 井 川	206	202	310	314	14	23
円 山 ・ 千 代 川	233	231	202	204	4	9
江 の 川	244	234	365	375	6	26
芦 田 ・ 佐 波 川	240	233	432	438	12	27
高 津 川	101	98	161	164	9	15
重 信 ・ 肱 川	182	179	173	177	5	12
吉 野 ・ 仁 淀 川	457	451	251	257	22	35
四 万 十 川	210	206	124	127	4	11
遠 賀 ・ 大 野 川	227	222	232	238	31	43
筑 後 川	218	217	108	109	10	14
本 明 川	104	103	138	140	2	5
菊 池 ・ 球 磨 川	281	277	178	182	15	26
大 淀 川	338	335	248	251	10	19
川 内 ・ 肝 属 川	273	262	321	332	14	36
沖 縄	12	12	91	91	11	12

注：現況については、令和4年3月31日現在の数値である。

II 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項

森林施業に当たっては、Iに定める事項によるほか、次に掲げる基準による。

なお、保安林及び保安施設地区内の森林並びに法令により立木の伐採につき制限がある森林（森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第10条に規定する森林をいう。）については、制限の目的の達成に必要な施業を行う。

施業の実施に当たっては、山村における過疎化や高齢化の進行を踏まえ、林地生産力の高低や傾斜の緩急といった自然的条件のほか、車道や集落からの距離といった社会的条件を勘案しつつ効率的かつ効果的に行う。道路や鉄道、電線等に近接する森林においては、管理者等と適切な連携を図りつつ、これらの周辺の森林において間伐等の施業を推進する。また、森林の生物多様性の保全を図る観点から、「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」（令和6年3月林野庁策定）を踏まえ、多種多様な森林の配置を推進することとし、多様な伐期の設定、伐採面積の縮小・分散、伐採後の更新の確保、尾根筋の保護樹帯の設置、溪畔林の保全、樹洞木及び枯損木並びに目的樹種の成長を妨げない目的樹種以外の樹種の保残、農地や草地等と複合生態系を構成する二次的な里山林の保全管理等に努める。このほか、野生鳥獣による森林被害の状況に応じた施業を行う。

当該事項に係る具体的な計画量については、Iの2に定める目標の実現を図るため、第3表のとおりとする。

(1) 立木竹の伐採（間伐を除く。）

立木竹の伐採のうち主伐については、目的樹種の更新を伴うものとする。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行い、伐採面積の縮小・分散に取り組むとともに、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとし、伐採造林届出制度等を通じて、主伐時における伐採・搬出の指針等を踏まえた伐採・搬出を確実に実施する。

伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定し、生物多様性の保全等の観点から、多様な伐期による伐採に努める。

立木の標準伐期齢については、地域を通じた立木の主伐の時期に関する指標として、主要樹種ごとに、平均成長量が最大となる年齢を基準として、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定める。施業の体系等が著しく異なる地域がある場合には、当該地域ごとに定める。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵^{ごしら}えや植栽等の造林作業及び天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類の整理を行う。特に伐採後の更新を天然更新により行う場合には、対象森林における前生稚樹の生育状況のほか、周辺森林を含めた母樹の分布状況や鳥獣害の状況等に配慮する。

さらに、林地の保全、雪崩や落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、生物多様性の保全等の観点から、溪流周辺や尾根筋等の森林においては、人工林か天然林かを問わず所要の保護樹帯を設置する。

なお、伐採方法別の留意点については、次に掲げるところによる。

ア 皆伐

皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとする。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないよう特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図る。

イ 択伐

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木、帯状又は群状に、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持する。

(2) 間伐

間伐については、林冠がうっ閉（隣り合わせた樹木の葉が互いに接するようになることをいう。以下同じ。）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、目的樹種の一部を伐採する方法であって、単木又は列状に、伐採区域全体ではおおむね均等な割合により、人工林の育成段階にあつては、伐採後、一定の期間内に林冠がうっ閉するよう、行うものとする。

間伐に当たっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造や、根の発達が促されるよう、森林の現況に応じて適切な伐採率により行うものとする。

(3) 造林

造林については、裸地状態を早期に解消して森林の有する公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然的条件等に応じて、人工造林又は天然更新によるものとする。特に、将来にわたり人工林を維持する観点から、林業適地においては、人工造林

によることとする。また、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択し、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林によることとする。伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図る。

また、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木の植栽、広葉樹の導入等に努める。

ア 人工造林

人工造林については、林業適地のほか、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行う。

人工造林は、適地適木を旨とし、郷土樹種も考慮に入れて、気候、地形、土壌等の自然的条件等に適合するとともに、木材需要にも配慮した樹種を選定し、伐採が終了しておおむね2年以内に行う。その際、省力化を含めた効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽し、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業に努める。なお、苗木の選定に当たっては、成長等に優れた特定母樹由来の苗木や花粉の少ない苗木の積極的な活用を努めるとともに、広葉樹の苗木については、生物多様性の保全の観点から採取地が明らかな種穂を用いた苗木の選定に努める。

イ 天然更新

天然更新については、天然下種更新における前生稚樹の生育状況、ぼう芽更新における伐採時の林齢や根元直径等の対象森林の現況はもとより、周辺森林を含めた母樹の分布状況や鳥獣害の状況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行う。

(ア) 天然更新を天然下種更新により行う場合には、それぞれの森林の状況に応じて、地表処理、刈出し、植込み等の天然更新補助作業を行う。

a 地表処理については、ササや堆積した粗腐植等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。

b 刈出しについては、ササ等の下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所において行う。

c 植込みについては、天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所において必要な本数を植栽する。

(イ) 天然更新をぼう芽更新により行う場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて芽かき又は植込みを行う。

ウ その他

土壌を改良する必要のある森林については、第4表の(1)の基準に該当するものであって、土壌の改良を図ることによって地力が早期に回復し、立木の成長の促進が期待される森林とする。

改良の方法については、森林の土壌の現状に応じて土壌の理化学性を改良することを主眼とし、地表の保護に配慮しつつ、耕耘^{うん}や有機物及び欠乏養分の補給等を行う。

(4) 保育

保育については、更新の完了後、育成しようとする樹木の成長を助け、健全な森林を育成するため、下刈り、除伐、鳥獣害防止対策等の作業を行う。

ア 下刈り

下刈りについては、目的樹種の成長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るため、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じた適切な時期に、適切な作業方法により行う。また、その実施時期については、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断する。

イ 除伐

除伐については、下刈りの終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、目的樹種の成長を阻害する樹木等を除去し、目的樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行う。また、目的外樹種であっても、その生育状況や将来の利用価値を勘案し、有用なものは保残し育成する。

ウ 鳥獣害防止対策

目的樹種の成長を阻害する野生鳥獣による被害を防止するため、地域における森林被害や生息状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備や野生鳥獣の捕獲等を行う。

2 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林等の設定の考え方

公益的機能別施業森林の区域は、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められており、これらの森林の有する公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について、第1表に基づき設定する。

木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成されているなど、木

材等の林産物の生産に適している森林の区域について第1表に基づき設定する。

なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、重複を認めるものとし、森林の有する公益的機能の発揮に支障が生じないように、施業方法を定める。

(2) 公益的機能別森林施業に関する事項

公益的機能別森林施業については、第5表に基づき公益的機能別施業森林ごとに定める。

その設定に当たっては、自然的経済的社会的諸条件を総合的に勘案して、森林所有者が受忍し得る範囲内で定めなければならない。

3 林道等路網の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等路網の開設

林道等路網については、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」から成るものとする。その開設については、森林の整備及び保全並びに木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然的条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進する。

その際、林業機械の開発や実装の進展状況等も考慮しながら、第6表を目安に、傾斜区分と導入を図る作業システムに応じた目指すべき路網整備の水準を踏まえつつ、林道（林業専用道を含む。以下同じ。）及び森林作業道を適切に組み合わせ整備（既設路網の改良を含む。）する。

林道の整備は、林業適地において森林の集積・集約化を進めているような地域等を主体に行い、改築・改良を含む林道の質的な向上も推進する。その際、幅員の拡幅や土場等の適切な設置等により、木材輸送量の増大と走行車両の大型化等に対応する。また、気候変動に伴う災害の激甚化に対応するため、災害時に代替路にもなる林道の整備や河川沿いを避けた尾根寄りの線形選択、排水機能の向上等による路網の機能強化・長寿命化による強靱化を推進するほか、林地保全の観点から適切な搬出方法を選択できるようにするため、架線集材に対応した土場等を備えた林道の整備も推進する。さらに、ICT等のデジタル技術を積極的に活用することで、路網の整備や管理の効率化を図る。

林道の開設量については、Iの2に定める目標の実現を図るため、第3表のとおりとする。

(2) 林産物の搬出の方法

林産物の搬出については、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑

えつつ、効率性が確保されるよう、傾斜等の地形、地質、土壌等の条件に応じた適切な方法により行う。

特に林産物の搬出の方法を定めなければ土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、森林の更新又は森林の土地の保全に支障を来すものとして搬出の方法を特定する森林は、第4表の(2)の基準に該当する森林とする。

特定する搬出の方法については、地表を極力損傷しないよう、架線集材等による。

4 森林施業の合理化に関する事項

森林施業の合理化については、流域内の地方公共団体、森林・林業・木材産業関係者の合意の形成を図りつつ、以下の事項について、地域の実情に応じ計画的かつ総合的に推進する。

(1) 効率的な森林施業の実施等

森林施業の実施に当たっては、林業適地の人工林における効率的施業森林区域の設定や森林経営計画の作成等を積極的に推進するとともに、森林の有する公益的機能の発揮に留意しつつ、当該区域における路網整備、森林の集積・集約化、作業システムの高度化等を推進する。その際、地域における森林資源の保続に配慮しつつ、多様な木材需要に応じた持続的かつ安定的な木材等の生産が可能な資源構成となるよう、計画的な主伐と植栽による確実な更新を行う。

(2) 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、市町村に加え、長期にわたる持続的な経営を担う林業経営体への森林の集積・集約化を進めるため、森林経営管理制度や森林経営計画制度等を活用するとともに、必要な森林関連情報の提供及び助言・あっせん等を推進する。

その際、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産課税台帳情報、不動産登記情報、森林経営管理制度による意向調査結果等により得られた情報を林地台帳に反映するなど、森林所有者情報の精度向上を図る。森林所有者情報等については、森林の集積・集約化に取り組む者等に対し、森林クラウド等を活用した提供を推進する。あわせて、レーザ計測等により整備した森林資源情報等のオープンデータ化を推進する。このほか、森林の集積・集約化を担う森林施業プランナーの育成を進める。

また、森林施業の共同実施、作業路網等の施設の維持運営等を内容とする施業実施協定・施業施設協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進する。

あわせて、森林の適正な整備及び保全を図る観点からも、森林境界の明確化な

ど条件整備を推進する。

(3) 林業に従事する者の養成及び確保

林業に従事する者の養成及び確保については、多様なキャリア形成に対応した段階的かつ体系的な人材育成に向け、林業大学校等で学ぶ者や新規就業者、現場技能者に対する知識・技術の習得等を推進するとともに、女性等の活躍・定着、外国人材の円滑な受入れに向けた環境整備等に取り組む。また、林業従事者の通年雇用化、社会保険への加入促進、技能検定制度等の活用の促進等により、全産業並みの所得水準の確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化し労働環境の改善を図る。

あわせて、森林組合等の事業連携、林業経営体の経営基盤及び経営力の強化等により、長期にわたる持続的な経営を担う多様な林業経営体を育成するとともに、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組む。

(4) 作業システムの高度化

作業システムの高度化については、伐採や搬出における労働安全の確保と生産性の向上、造林の省力化・低コスト化や労働負荷の軽減、森林管理から生産流通全体の効率化に向け、林業機械の遠隔操作、自動運転、林内走行等を含むスマート林業技術の開発や実装を進めるとともに、その導入と稼働率の向上等を図る。その際、人工知能を始めとするデジタル技術を用いた森林資源調査や川上・川中・川下の関係者間の円滑なデータ連携に積極的に取り組む。

また、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者・技能者の養成を計画的に推進するほか、林業機械のリースやレンタルの活用、共同利用など、林業機械の利用体制の整備について積極的に取り組む。

(5) 木材加工・流通体制の整備

木材加工・流通体制の整備については、地域における木材の需給や森林資源の保続に係る取組の実施状況等を踏まえつつ、木材加工流通施設の生産性向上や供給力強化、付加価値の高い製品の供給等に向けて取り組み、国産材の供給力強化に努める。また、木材に係るコスト構造の整理や立木価格の公表等の円滑な価格交渉に向けた情報の整理や共有、「林業・木材産業における適正取引推進ガイドライン」（令和7年11月林野庁策定）に基づく商慣習の見直し等を進める。あわせて、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）の情報伝達等により、合法性に加え、森林経営計画や森林認証等に基づく取組状況の共有を促進するなど、持続可能な木材取引に向けた条件整備を図る。こうした取組等を通じて、合法性及び持続性を市場に訴求するとともに、需給動向や木材に係るコスト構造の理解等を進め、合理的な価格形成が図られるサプライチェーンの構築へと結びつけていく。

(6) その他

森林の有する多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている山村地域の発展の観点から、林業・木材産業の成長・発展を通じ、地域内の経済循環を推進するとともに、森林空間の活用を含む「^{もりぎょう}森業」等の推進により、山村における就業・収入機会の創出や、移住・定住の促進及び山村地域と多様に関わる関係人口の創出・拡大を図る。さらに、山村地域を支える集落の生活基盤となる里山林等については、自伐型林業等の専ら自家労働等により木材生産等を実施する民間事業者や地域住民、NPO等の多様な主体による継続的な保全管理や利用等を推進する。

Ⅲ 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

森林の土地の保全については、Ⅰに定める事項によるほか、林地開発許可制度を厳正に運用する。また、第4表の(3)の基準に該当する森林については、森林の土地の保全に特に留意する。

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立ち、森林の適正な保全と利用の調整を図るため、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林や良好な自然環境を形成する森林など安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避ける。

また、土石の切り取り、盛土その他の土地の形質の変更を行う場合には、気象、地形、地質等の自然的条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行う。

さらに、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらす、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設や貯水池等の設置、環境の保全等のための森林の適正な配置等の適切な措置を講ずる。

林地への再生可能エネルギー発電設備の設置に当たっては、国土及び環境の保全の観点から、森林の公益的機能の発揮との調和を図っていく。

加えて、防災や環境への影響等に対する懸念が高まっている太陽光発電設備の設置に係る開発については、地域との共生が図られるよう、令和7年の森林法（昭和26年法律第249号）の改正等による許可条件違反に対する罰則の規定の新設や許可基準等の見直しにより規律を強化した林地開発許可制度を厳正に運用する。

あわせて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、都道府県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の配備

保安林については、Ⅰに定める事項に則し、流域における森林に関する自然的条件、社会的要請、保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を

置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保する。

保安林として管理すべき面積（計画期末の保安林面積）を第3表のとおり計画する。

（2）特定保安林の整備

指定の目的に即して機能していないと認められる保安林であって、その区域内に次の要件の全てを満たす森林が存するものについては、当該保安林を特定保安林として指定する。その整備に当たっては、Ⅰに定める事項及びⅡの1に定める事項に則し、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進して、当該目的に即した機能の確保を図る。特に造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要があると認められる森林については、要整備森林とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにした上で、その実施の確保を図る。

ア 下層植生が消失しており、森林土壌が流出し、又はそのおそれがあると認められる森林、林冠が疎開しており、林木の生育状況等からみてうっ閉せず、又はうっ閉するまで長期を要すると認められる森林、つる類が繁茂している等林相が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる森林等、下層植生や土壌の状況、樹冠疎密度、林木の生育状況等からみて、指定の目的に即して機能することを確保するため早急に施業を実施する必要があると認められること。

イ 気候、地形、土壌等の自然的条件からみて、施業を行うことにより、健全な林木の生育が見込まれ、指定の目的に即して機能することを確保し得ると認められること。

ウ 法令上の制限、林道の整備状況等からみて、森林所有者等に施業を実施させることが相当であると認められること。

（3）治山事業

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点から、Ⅰに定める事項に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図る。大雨や短時間豪雨の発生頻度の増加、豪雪、地震等により、山地災害等が全国的に発生している。その特徴として、近年、尾根部からの崩壊等による土砂流出量の増大や流木災害の激甚化がみられる。また、地域によっては、山腹崩壊の発生及びその後の豪雨による土砂や流木の流出が発生したほか、シカ等野生鳥獣の食害等による裸地化の進行、大規模な林野火災による山地災害防止機能の低下が懸念される。このため、山地災害危険地区の再点検の結果や社会情勢の変化を踏まえ、次の取組を行っていく。

ア 山地災害危険地区等におけるきめ細かな治山ダムの配置等や、短期間でより多くの箇所を確保するため、大型コンクリートブロック等の施工性の

高い二次製品も活用した治山ダムの設置等の対策の実施

イ 被災地域等における流木や土砂の流出等の山地災害のおそれを把握するための山腹や溪流等の調査の実施及び地方公共団体等への速やかな情報提供

ウ 砂防事業と連携した流域流木対策等、関係者と連携した流木対策の推進（流木捕捉式治山ダムの設置や危険木の伐採、流木の発生を未然に防止するための山腹崩壊対策の実施）

エ 流域治水の取組と連携し、森林土壌の浸透能及び保水力を向上させる筋工等の設置を含めた保安林整備、森林病虫害や鳥獣害を原因とした裸地化の進行等による土砂流出の発生抑制など関係者一体となった予防治山対策の実施

オ 海岸防災林等の整備強化による津波や風害の防備

これらのハード対策と併せて、山地災害危険地区における定期点検や、地域関係者と連携した山地防災活動の実施等のソフト対策を一体的に実施することにより、減災効果の向上を図る。

また、海岸防災林の整備に当たっては、東日本大震災の教訓や事業実績等を踏まえ、津波に対する被害の軽減効果が発揮されるよう考慮しつつ実施する。

このような観点から、治山事業の計画量を第3表のとおり計画する。

あわせて、既存の治山ダムや地すべり防止施設の機能強化・長寿命化を図るほか、レーザ計測の活用、ICTや施工性の高い工種・工法等の施工現場への導入を推進する。このほか、現地の実情に応じて、在来種を用いた植栽や緑化、治山施設への魚道の設置など生物多様性の保全に努める。

(4) その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、地域住民、地方公共団体等の協力や参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の調製、標識の設置、巡視及び指導の徹底等を適正に行う。また、衛星画像等を活用し、保安林の現況や規制に関連する情報の総合的な管理を推進する。

3 森林の保護等に関する事項

森林の保護等については、適切な間伐等の実施、保護樹帯の設置、針広混交林化や広葉樹林化等により病虫害、鳥獣害、寒風害、林野火災等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努めるとともに、日常の管理を通じて森林の実態を的確に把握し、次の事項に配慮して適時適切に行う。

(1) 病虫害による被害の防止

病虫害による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努める。特に松くい虫被害については、被害抑制のための健全な松林の整備と防除対策の重点化、地域の自主的な防除活動、ドローンを活用した被害木の判定や効率的な薬剤散布等、

駆除予防措置の一層の推進を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進を図る。なお、抵抗性を有するマツへの転換に当たっては、気候、土壌等の自然的条件に適合したものを導入する。

また、ナラ枯れ被害については、被害監視から防除実行までの地域の体制づくりを推進するとともに、健全木への粘着剤の塗布やビニールシート被覆による侵入予防、被害木のくん蒸等による被害状況に応じた効果的な防除を推進する。加えて、大径化等により被害拡大のおそれがあることを踏まえ、里山広葉樹林の適切な伐採など、広葉樹林の整備を積極的に推進することで被害の未然防止を図る。

(2) 野生鳥獣による森林被害の防止

シカ等の野生鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、森林被害のモニタリングを推進し、その結果を踏まえて、捕獲や地元行政機関、森林組合、森林所有者等が協力して計画的に行う防護柵の設置等の対策を総合的かつ効果的に推進する。

特に野生鳥獣による被害が深刻な森林については、その区域等を明確化して鳥獣害防止対策を推進する。

また、野生鳥獣の生息環境の保全・整備に向けた針広混交林化や広葉樹林化等、野生鳥獣とのすみ分けを図る対策を適切に推進する。これらの取組と併せ、野生鳥獣の移動抑制にもつながるよう、林業の活性化や地域住民による里山林整備活動の促進など里山における人為活動を活発化させるとともに、緩衝帯の整備を推進する。特に、クマに関しては「クマ被害対策パッケージ」（令和7年11月クマ被害対策等に関する関係閣僚会議決定）を踏まえ、対応を行う。

(3) 林野火災による森林被害の防止

林野火災による森林被害を未然に防止するため、「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書」（令和7年8月大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会取りまとめ）を踏まえ、火入れの制度の周知など林野火災に係る広報・啓発の強化や、一斉林の一部を異なるタイプの樹種に植替えること等による延焼しにくい多様な林相への誘導、消火活動にも資する林道等の整備、森林情報の整備及び共有等による林野火災に強い地域づくりを進めるとともに、被災森林の早期復旧、土砂流出防止対策等を行う。

Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項

保健機能と文化機能の高い森林につきその保健機能を高度に発揮させるため、森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第 71 号）第 3 条第 1 項に規定する森林の保健機能の増進に関する基本方針に基づき森林資源の総合的利用を促進する。その森林の保健機能の増進については次による。

1 保健機能森林の設定の方針

保健機能森林は、湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等の保健機能の高い森林のうち、森林の存する地域の実情や森林の利用者の意向等からみて、自然環境の保全に配慮しながら森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、森林施業の担い手が存在し、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定する。

2 保健機能森林の整備の方針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の一層の増進を図るとともに、森林保健施設の設置に伴う、森林の有する水源の涵養、国土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、森林の特色を踏まえて、多様な施業を積極的に実施する。

なお、これらの場合において、快適な森林環境の維持及び利用の利便性にも配慮し、間伐、除伐等の保育を積極的に行う。

また、森林保健施設の整備に当たっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、多様な森林保健施設の整備を行う。

3 その他必要な事項

保健機能森林の管理及び運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び森林保健施設の適切な管理、防火体制及び防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意する。

なお、保健機能森林の設定・整備等に当たっては、当該森林によって確保されてきた自然環境及び国土の保全に適切な配慮を行う。

第3表 計 画 量

広 域 流 域	伐採立木材積			造林面積	
	総 数	主 伐	間 伐	人 造 工 林	天 更 然 新
全 国	85,194	53,889	31,305	1,123	790
天 塩 川	1,054	552	502	26	26
石 狩 川	1,907	1,159	748	36	28
網走・湧別川	2,575	1,594	981	54	43
十勝・釧路川	3,059	1,881	1,178	67	42
沙 流 川	908	504	404	16	23
渡島・尻別川	1,339	706	633	30	32
岩 木 川	1,116	611	505	16	16
馬 淵 川	2,340	1,535	805	33	32
閉 伊 川	2,015	1,409	606	19	44
北 上 川	3,278	2,216	1,062	43	37
米代・雄物川	4,014	2,697	1,317	44	47
最 上 川	1,839	1,305	534	24	24
阿 武 隈 川	2,938	2,313	625	49	39
阿 賀 野 川	1,093	780	313	13	23
信 濃 川	1,450	735	715	19	13
那 珂 川	2,211	1,355	856	27	21
利 根 川	2,964	1,506	1,458	35	20
相 模 川	512	208	304	6	5
富 士 川	1,848	1,174	674	27	14
天 竜 川	1,342	708	634	17	6
神通・庄川	910	493	417	6	10
九 頭 竜 川	1,174	715	459	16	26
木 曾 川	2,949	1,563	1,386	32	15
由 良 川	396	220	176	6	2
淀 川	1,027	561	466	18	4
宮 川	533	271	262	8	2
熊 野 川	1,662	899	763	22	4
紀 ノ 川	911	482	429	9	2
加 古 川	696	270	426	15	6
高梁・吉井川	1,903	1,149	754	23	12
円山・千代川	1,409	821	588	23	7
江 の 川	2,269	1,769	500	30	26
芦田・佐波川	2,141	1,479	662	25	18
高 津 川	966	692	274	10	8
重信・肱川	1,414	673	741	18	9
吉野・仁淀川	4,266	2,682	1,584	41	17
四 万 十 川	2,101	1,096	1,005	16	9
遠賀・大野川	2,707	1,797	910	31	16
筑 後 川	2,783	1,822	961	28	5
本 明 川	535	197	338	3	3
菊池・球磨川	3,956	2,738	1,218	53	14
大 淀 川	4,978	3,712	1,266	53	12
川内・肝属川	3,681	2,818	863	32	28
沖 縄	26	24	2	1	1

- 注1： 水源涵養のための保安林とは、森林法第25条第1項第1号の目的、災害防備のための保安
 保健、風致の保存等のための保安林とは、同項第8号から第11号までの目的を達成するた
 2： 保安林面積の総数欄は、2以上の目的を達成するために指定する保安林があるため、内
 3： 治山事業とは、森林法第41条第3項に規定する保安施設事業及び地すべり等防止法
 同法第3条若しくは第4条の規定によって指定された地すべり防止区域又はばた山崩壊防
 4： 治山事業施行地区数とは、治山事業を実施する箇所について、尾根や沢等の地形等によ

(単位 材積：万 m³ 開設量：千 km 面積：千 ha 地区数：百地区)

林道 開設量	保安林面積				治山事 業施行 地区数	(参考) 林業 面積
	総 数	水源涵養の ための保安林	災害防備の ための保安林	保健、風致の保存 等のための保安林		
9.7	13,061.8	9,811.4	3,219.8	804.8	336.0	8,944
0.3	620.7	411.3	209.2	22.3	4.9	260
0.4	894.0	825.6	58.7	64.4	6.7	306
0.3	529.7	335.1	186.9	35.2	3.6	389
0.6	853.6	569.1	281.8	38.4	7.4	467
0.3	431.9	354.0	78.8	15.8	4.5	155
0.3	567.2	346.8	228.9	46.3	7.9	296
0.2	225.2	184.1	39.1	15.8	3.9	143
0.3	243.8	214.6	28.8	22.3	4.4	242
0.1	162.1	126.7	31.0	8.4	3.4	167
0.2	406.9	363.1	43.5	13.5	8.7	304
0.4	475.2	407.6	70.9	30.5	9.5	336
0.1	421.0	324.1	113.3	19.4	5.2	165
0.2	275.6	227.0	47.3	13.6	8.2	242
0.3	471.6	360.0	114.1	7.9	6.9	79
0.1	613.0	436.2	179.7	32.5	14.9	233
0.1	143.3	123.4	18.6	7.4	4.1	191
0.2	541.8	412.0	126.2	52.2	19.9	336
0.0	108.4	69.9	47.8	12.3	3.9	72
0.4	299.8	237.9	62.1	24.7	11.4	242
0.4	256.0	175.0	81.9	5.6	7.8	191
0.2	395.6	229.7	169.9	27.2	8.6	98
0.2	216.6	179.8	32.7	28.8	7.4	127
0.4	415.7	249.8	164.1	15.1	19.8	401
0.1	89.8	65.4	22.0	7.1	3.9	48
0.1	189.1	100.9	83.2	29.3	10.6	152
0.1	87.9	57.9	28.9	9.6	3.7	78
0.3	187.3	148.6	37.9	7.3	6.3	186
0.1	72.7	52.9	19.5	1.8	4.4	92
0.1	136.8	97.1	38.7	10.1	6.6	105
0.1	198.6	142.6	53.3	16.1	9.6	167
0.3	217.8	190.9	24.7	11.5	6.3	178
0.3	240.0	216.4	19.5	10.2	9.2	172
0.1	256.5	137.0	116.1	20.7	11.3	172
0.0	101.7	81.3	19.0	4.1	3.8	70
0.1	126.4	61.9	62.9	9.3	8.0	148
0.3	287.8	236.8	50.0	21.3	14.9	341
0.1	135.9	102.4	32.3	5.7	4.9	159
0.3	186.6	149.4	35.3	14.9	8.5	207
0.2	152.9	122.2	34.0	13.0	10.0	229
0.1	77.2	37.9	34.8	11.0	4.5	69
0.3	185.8	155.1	30.4	8.9	7.0	362
0.3	307.4	276.0	27.9	14.3	9.1	338
0.2	214.5	185.7	25.1	13.9	8.8	223
0.0	40.5	30.4	9.2	5.2	1.5	5

林とは、土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備等の同項第2号から第7号までの目的、
めに指定する保安林をいう。

訳の合計に合致しない。

(昭和33年法律第30号) 第51条第1項第2号に規定する地すべり地域又はぼた山に関して
止区域における地すべり防止工事又はぼた山崩壊防止工事に関する事業をいう。

り区分される森林の区域を単位として取りまとめた上、計上したものである。

第4表 土壌を改良する必要のある森林、搬出の方法を特定する森林及び森林の土地の保全に特に留意すべき森林の指定基準

<p>(1) 土壌を改良する必要のある森林</p>	<p>次のいずれかに該当する森林であって、土壌の理化学性の改良を図る必要のあるもの</p> <p>(ア) 赤色土壌から成っている箇所であること。</p> <p>(イ) 黒色土壌であって表層からカベ状構造を持っているものから成っている箇所であること。</p> <p>(ウ) 花崗岩、石英粗面岩等の深層風化地帯又は新第三紀層若しくは洪積層の地帯のうち侵食を受けている土壌から成っている箇所であること。</p> <p>(エ) その他既往の施業に起因してせき悪化している土壌の箇所であること。</p>
<p>(2) 搬出の方法を特定する森林</p>	<p>次のいずれかに該当する森林であって、特に林産物の搬出方法を定めなければ土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、森林の更新又は森林の土地の保全に支障を来すもの</p> <p>(ア) 地 形</p> <p>a 傾斜が急な箇所であること。</p> <p>b 傾斜の著しい変移点を持っている箇所であること。</p> <p>c 山腹の凹曲部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分を持っている箇所であること。</p> <p>(イ) 地 質</p> <p>a 基岩の風化が異常に進んだ箇所であること。</p> <p>b 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所であること。</p> <p>c 破碎帯又は断層線上にある箇所であること。</p> <p>d 流れ盤となっている箇所であること。</p> <p>(ウ) 土壌等</p> <p>a 火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所であること。</p> <p>b 土層内に異常な滞水層がある箇所であること。</p> <p>c 石礫^{れき}地から成っている箇所であること。</p>

<p>(3) 森林の土地の保全に特に留意すべき森林</p>	<p>次のいずれかに該当する森林であって、その土地の保全に特に留意する必要があるもの</p> <p>(ア) 地 形</p> <ul style="list-style-type: none"> a 傾斜が急な箇所であること。 b 傾斜の著しい変移点を持っている箇所であること。 c 山腹の凹曲部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分を持っている箇所であること。 d 谷密度の大きい地区であること。 e 起伏量の大きい地区であること。 <p>(イ) 地 質</p> <ul style="list-style-type: none"> a 基岩の風化が異常に進んだ箇所であること。 b 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所であること。 c 破碎帯又は断層線上にある箇所であること。 d 流れ盤となっている箇所であること。 <p>(ウ) 土壌等</p> <ul style="list-style-type: none"> a 火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所であること。 b 土層内に異常な滞水層がある箇所であること。 c 石礫地から成っている箇所であること。 d 表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所であること。 <p>(エ) 気 象</p> <ul style="list-style-type: none"> a 短時間に強い雨が降る頻度が高い地区であること。 b 凍土及び霜柱の害のおそれ強い地区であること。
-------------------------------	---

<p>③ 快適環境形成機能</p>	<p>次のいずれかに該当し、生活環境の保全及び形成のため伐採の方法を定める必要がある森林については、複層林施業を推進</p> <p>(ア) 都市近郊等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相を成しているもの</p> <p>(イ) 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林</p> <p>(ウ) 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林</p>
<p>④ 保健・レクリエーション機能／文化機能／生物多様性保全機能</p>	<p>次のいずれかに該当し、自然環境の保全及び形成並びに保健・教育・文化的利用のため伐採の方法を定める必要がある森林については、複層林施業を推進（(エ)については、択伐による複層林施業に限る。）</p> <p>(ア) 湖沼、^{ぼく}瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林</p> <p>(イ) 紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの</p> <p>(ウ) ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林</p> <p>(エ) 希少な生物の保護のため必要な森林</p>

注： ②から④までにあつては、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分の保全機能、生活環境保全機能、風致の維持等の確保が可能な場合には、長伐期施業等を推進

第6表 路網整備の水準

区 分	作業システム	路網密度
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系作業システム	110m/ha 以上
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系作業システム	85m/ha 以上
	架線系作業システム	25m/ha 以上
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系作業システム	60 <50> m/ha 以上
	架線系作業システム	20 <15> m/ha 以上
急峻地 (35° ~)	架線系作業システム	5 m/ha 以上

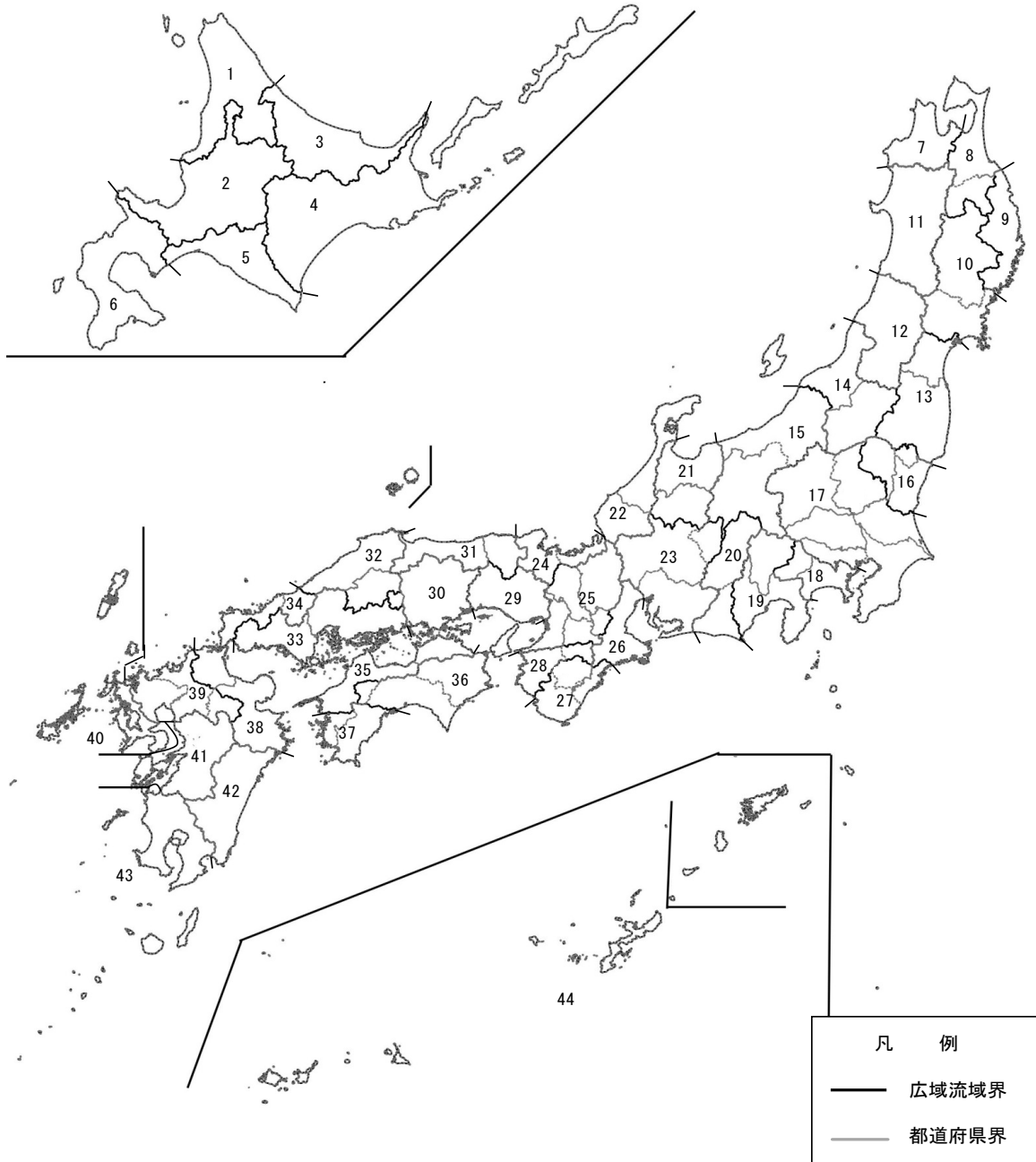
注1： 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステムをいう。タワーヤード等を活用する。

2： 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステムをいう。フォワーダ等を活用する。

3： 「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化等を推進する森林における路網密度である。

(別紙)

全国森林計画広域流域位置図



番号	広域流域	番号	広域流域	番号	広域流域	番号	広域流域	番号	広域流域
1	天塩川	10	北上川	19	富士川	28	紀ノ川	37	四万十川
2	石狩川	11	米代・雄物川	20	天竜川	29	加古川	38	遠賀・大野川
3	網走・湧別川	12	最上川	21	神通・庄川	30	高梁・吉井川	39	筑後川
4	十勝・釧路川	13	阿武隈川	22	九頭竜川	31	円山・千代川	40	本明川
5	沙流川	14	阿賀野川	23	木曾川	32	江の川	41	菊池・球磨川
6	渡島・尻別川	15	信濃川	24	由良川	33	芦田・佐波川	42	大淀川
7	岩木川	16	那珂川	25	淀川	34	高津川	43	川内・肝属川
8	馬淵川	17	利根川	26	宮川	35	重信・肱川	44	沖縄
9	閉伊川	18	相模川	27	熊野川	36	吉野・仁淀川		

注:本図は、必ずしも我が国の領土を包括的に示すものではない。